

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業の変更認可の告示（平成30年京都府告示第371号）があったので、都市計画法第66条の規定により事業の施行について以下のとおり公告します。

平成30年7月20日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 山添 洋司

1 施行者の名称

京都市

2 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業
京都市公共下水道

3 事務所の所在地

京都市南区東九条東山王町12番地
京都市上下水道局

4 事業施行期間

昭和5年8月11日から平成35年3月31日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和49年京都府告示第127号，昭和51年京都府告示第172号，昭和52年京都府告示第100号，昭和56年京都府告示第857号，昭和57年京都府告示第5号，昭和58年京都府告示第167号，昭和59年京都府告示第219号，昭和59年京都府告示第691号，昭和60年京都府告示第168号，昭和61年京都府告示第513号，平成2年京都府告示第410号，平成4年京都府告示第735号，平成5年京都府告示第649号，平成8年京都府告示第286号，平成9年京都府告示第314号，平成13年京都府告示第172号，平成16年京都府告示第50号及び平成18年京都府告示第181号の事業地のうち京都市伏見区醍醐北端山地内において事業地を変更する。

(上下水道局下水道部計画課)